

北陸信越運輸局報

第372号

平成25年5月21日(火曜日)
(毎月3回1・11・21日発行)

発行 北陸信越運輸局

〒950-8537 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
電話(025)285-9000
FAX(025)285-9170
<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

目次

許認可等	△自動車分解整備事業の認証等・・・・・・・・・・1ページ
行政処分	△一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分・・2ページ
	△指定自動車整備事業者に対する行政処分・・・・3ページ

○ 許 認 可 等

■自動車分解整備事業の認証(自動車技術安全部)

認証番号	新認証第281号
認証年月日	平成25年5月14日
事業者名	落合 晃
事業場名	青空自動車
事業場所在地	新潟県五泉市上木越字荒屋甲1461番地8
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車(大型)、普通自動車(中型)、普通自動車(小型)、 普通自動車(乗用)、大型特殊自動車、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普大 【動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝】 普中、普小、普乗、大特、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

■指定自動車整備事業の指定(自動車技術安全部)

指定番号	北信指第20197号
指定年月日	平成25年5月15日
事業者名	有限会社柳町オート
事業場の名称	有限会社柳町オート
事業場の所在地	長野県千曲市大字寂蒔字小土腐585番地2
対象とする自動車の種類	普通自動車(小型)、普通自動車(乗用)、小型四輪自動車、 小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	—
指定の条件	—

○ 行政処分

■一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分（平成25年4月分）

（自動車運送事業安全監理室）

行政 処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の 内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業 所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成25 年4月 5日	株式会社アイザック・トランスポート 代表者 笹倉勲夫	本社営業所	輸送施設の使用停止（35日車）	平成24年12月19日、車輪脱落による事故報告を端緒として監査実施。2件の違反が認められた。(1)整備不良（貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第41条）、(2)日常点検の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第47条の2）	4	4
	富山県富山市米田町1-1-9	富山県富山市米田町1-1-9	貨物自動車運送事業法第17条第3項			
平成25 年4月 22日	みつけ物流株式会社 代表者 鈴木健太郎	本社営業所	輸送施設の使用停止（15日車）、 文書警告	平成24年11月26日、飲酒運転による事故を端緒として監査実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記載事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）、(2)運転者台帳の記載事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の4）、(3)運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）	2	2
	新潟県見附市今町7-1419-1	新潟県見附市今町7-1419-1	貨物自動車運送事業法第17条第3項			

■指定自動車整備事業者に対する行政処分（平成25年4月分）

（自動車技術安全部）

処分年月日	事業者の氏名 又は名称	事業場の名称	処分等の種類	違反行為の概要
	事業者の住所	事業場の所在地	違反条項	
平成25年 4月10日	三新自動車株式会社	三新自動車株式会社大崎サービスセンター	保安基準適合証等 交付停止 40日間	保安基準に適合しない自動車に対して保安基準適合証等を交付した。
	新潟県三条市一ツ屋敷新田1291番地1	新潟県三条市中新19番8号	道路運送車両法第94条の5第1項	